

吹田市立留守家庭児童育成室の 運營業務委託の拡大及び委託候補育成室の選定について

吹田市教育委員会 地域教育部
放課後子ども育成室

計 画

4年生までの入室希望児童への対応として、待機児童を最小限に抑えるため、指導員確保（欠員解消）が引き続き必要であることから、運営を民間事業者に業務委託する留守家庭児童育成室を、現在の12か所に加えて、欠員の解消が見込まれる概ね8か所、拡大しようとするものです。

1 概要及び経過

平成27年8月11日に開催した政策会議において、指導員の人材確保と事業の質の維持・向上を図りながら、受入対象学年の拡大を実現することを目的として、全36か所の留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）の3分の1に当たる12か所の運営を民間事業者へ業務委託することを決定し、順次業務委託を進め、令和3年4月に、12か所の業務委託が完了したところです。

本市では、子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき、平成29年度から受入対象学年を小学3年生から4年生へと拡大し、配慮を要する児童の受入れについては、平成30年度には5年生までに、令和元年度には6年生まで対象を拡大しました。

しかしながら、本市の児童数は平成27年時点の見込みを大幅に上回り、育成室の教室数が増加していることなどから、指導員の欠員についても解消できていない状況にあります。指導員確保のために、年に複数回の採用試験など継続的な取組に加え、保育士・保育所支援センターの活用などを行っているものの、40人を超える指導員の不足が続いており、事業計画において、体制の確保ができ次第、拡大することとしている、5・6年生の受入れについても実施できない状況にあります。

一方で、現在運営を業務委託している育成室については、指導員の不足は生じておらず、保護者アンケートでも満足度が高いことから、直営と同水準の保育が提供できていると評価しています。

以上のことから、業務委託する育成室を、指導員の欠員の解消が見込まれる概ね8か所拡大しようとするものです。

なお、当分の間は4年生までの待機児童解消と安定した運営に専念し、5・6年生の受入れ拡大は引き続き延期します。

2 業務委託について

(1) 令和2年度と令和4年度からの条件等

	令和2年度	令和4年度から
ア 目的	指導員の人材確保と事業の質の維持・向上を図りながら、対象学年の拡大を実現すること（ただし、当分の間は4年生までの受入れに専念）	
イ 委託業務の内容	運営のみ ・入室申請受付及び決定・保育料徴収は市が行う。 ・延長保育は午後7時まで	令和2年度の内容に加えて、 <u>夏休みなどの小学校の長期休業中は、午前8時からの開室とする。</u>
ウ 事業者の条件	以下のいずれかの事業の運営実績がある法人で、法人内で業務の責任者と指導員との頻繁な打合せや、緊急時に迅速な対応ができる体制が確保できること。 ①児童の保育又は教育の分野に係る事業 （保育所、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園など） ②児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業 （児童会館、放課後児童クラブ、児童養護施設、一時預かり事業など） ③青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業 （青少年活動団体など）	
エ 事業者の選定方法等	公募によるプロポーザル方式 初回の契約期間については、保育の継続性が望まれるため3年間 （以後、選定等委員会の答申を経て良好と判断された場合は、5年間の契約更新）	
オ 委託候補育成室の選定基準	①指導員の欠員解消に一定の効果が見込まれること。 ②教室確保の見通しが立つこと。 ③安定的に運営を開始する必要があるため、委託開始年度の教室数が3教室であること。（大規模育成室ではないこと。）	①指導員の欠員解消に一定の効果が見込まれること。 <u>（委託開始年度以降に3教室以上となることが見込まれる育成室を含む）</u> ② <u>35人学級編制や学区変更等の動向も踏まえて、教室確保の見通しが立つこと。</u> ③ <u>入室児童数に大幅な増減が見込まれないこと。加えて、運営する教室の場所が不確定ではないこと。</u>
カ 業務委託の進め方	当初事業計画では、平成28年度に5か所、平成29年度に6か所を選定することとしていたが、公募に対する応募数や決定数が満たない年度もあり、令和3年4月に12か所の業務委託が完了。	原則、 <u>令和5年度から毎年2か所ずつ業務委託を進め、概ね4年間で指導員の欠員解消を目指す。</u>
キ 引継ぎ期間	約2か月	<u>最大6か月程度</u>

※下線部については、令和4年度から変更する箇所。

オ 委託候補育成室の選定基準

- ① 大規模育成室についても、事業者決定までのスケジュールの見直しや立地条件によっては指導員の確保がしやすいことを踏まえて、令和4年度からは除外しないものとします。
- ② 35人学級編制や学区変更等による育成室の教室確保や入室希望児童数への影響は極めて大きいことも踏まえ、教室確保の見通しが立つ育成室を選定することとします。
- ③ 安定的に運営を開始・継続する必要があるため、指導員の配置に影響を与える、教室数の大幅な増減を伴う入室児童数の変動が見込まれないこと、加えて、運営する教室の場所が学校運営の状況に応じて変更するなど不確定ではないこととします。

カ 業務委託の進め方

指導員の欠員解消は喫緊の課題であるため、早急に業務委託を進めることが望ましいものの、応募事業者がなければ保護者に負担だけを強いる結果となることや、業務委託後の引継確認に伴う巡回、事業者及び保護者への対応などを丁寧に行うため、原則毎年2か所ずつ業務委託を進め、概ね4年間での指導員の欠員の解消を目指します。委託候補の育成室は、選定基準に照らしてその時点で適切な育成室を年次的に選定します。

幅広い事業者からの応募があるよう、事業者募集は、業務委託する前年度当初に行い、事業者が翌年度の計画がたてやすく、また、指導員の確保に余裕を持った求人を行うことができるよう、配慮します。このことにより、引継保育にも十分な時間をかけることができ、新しい指導員が保護者及び児童と信頼関係を徐々に構築しながら引継保育が実施でき、保護者の不安解消にもつながると考えます。

(2) 業務委託による指導員欠員解消の効果

現在、直営の育成室指導員は101人在籍しており44人の欠員となっています。令和3年5月時点で積算した児童推計では、令和8年度に入室児童数がピークを迎えると想定しており、本市の指導員配置基準に基づき算出される指導員の必要配置数は156人となる見込みであり、今後も欠員の解消は困難な状況です。

安定した指導員配置を行うためには、今後の入室児童数の推移を見据えながら、現在の欠員を解消する様々な方策を進めていく必要があります。3教室以上の直営育成室の在籍指導員数の平均がおおよそ6人～7人であることから、令和8年度の直営指導員の必要配置数は98人と見込まれ、令和5年度から令和8年度までの4年間で、8か所の業務委託を進めると、現在の指導員数で欠員の解消が期待できます。

年度	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
育成室数 (直営)	24 か所	22 か所	20 か所	18 か所	16 か所	16 か所
必要な直営 指導員数	128 人	128 人	123 人	111 人	98 人	95 人

※将来的に必要なと見込まれる指導員数は入室児童数に応じて変動することから、委託か所数については、事業計画の量の見込みに応じて再検討していきます。